

福祉生活病院常任委員会資料

(平成26年1月21日)

【件名】

- | | |
|---|----|
| 1 「年末の総合相談窓口」の結果について
(福祉保健課) | 1 |
| 2 明友会・介護事業所の仮の指定の取消しについて
(長寿社会課) | 2 |
| 3 あいサポート・アートとっとリフェスタに係るボランティアセンターの設置について
(全国障がい者芸術・文化祭課) | 3 |
| 4 子育て王国とっとり条例案について
(子育て応援課) | 別冊 |
| 5 マラリア患者の発生について
(健康政策課) | 4 |
| 6 鳥取県立中央病院の増床に係る特例措置に関する厚生労働省への申請について
(医療政策課) | 5 |
| 7 第一期医療費適正化計画の実績評価について
(医療指導課) | 10 |
| 8 「鳥取県薬物濫用対策推進計画」の策定に伴うパブリックコメントの募集について
(医療指導課) | 12 |

福 祉 保 健 部

「年末の総合相談窓口」の結果について

平成26年1月21日
福祉保健課
くらしの安心局住宅政策課
雇用人材総室労働政策室
〃 就業支援室
経済産業総室経営支援室

会社を離職された方、求職中の方、生活に困窮している方、資金繰りでお悩みの中小企業の方などを対象に、行政機関等が業務を停止している年末に総合相談窓口を開設しました。その結果は次のとおりです。

1 日 時 12月27日(金) 10:00~16:00、

28日(土)・29日(日) 8:30~17:15

※27日(金)は、国による「中小企業・小規模事業者のためのワンストップ年末特別相談会」と共同開催。28日(土)・29日(日)の東部地区は、鳥取市との共同開催

2 場 所 県内4か所(鳥取市役所駅南庁舎、中部、西部総合事務所、鳥取商工会議所(27日(金)のみ))

3 結 果 相談件数は延べ37件。(相談者35人) ※前年度は延べ19件(相談者14人)

<主な相談内容>

- ・新たに事業を起こしたいが、手続きと支援制度を知りたい。
対応: 金融、税務の手続き、各種支援制度について説明。
- ・現在、失業中。職種は何でも良いのでフルタイムで働きたい。
対応: ミドルシニア仕事ぶらざで年明けに相談を受ける事になった。
- ・2月上旬に再就職手当が入るがそれまでの生活費をなんとかしたい。
対応: 家計全般の検討が必要と判断しパーソナルサポートセンターへ登録していただいた。
- ・離職中で住宅ローンが払えなくなりそうであり、公営住宅を紹介して欲しい。
対応: 公営住宅の入居資格、募集時期の情報を提供。
- ・運転資金の借入れをしたい。
対応: 県の制度融資の資金を紹介し、手続き等について助言。
- ・生活保護費を受給しているがカードと通帳を落としてしまい、困っている。
対応: 警察と銀行へ届け出るよう助言するとともに、パーソナルサポートセンターのフードバンク事業により5日分程度の食料を渡した。

【相談内容別相談件数】相談者35人

会場	職業	生活福祉資金等	生活保護	住宅	制度融資	その他	計	うち、技術人材パソ
鳥取商工会議所	0件	0件	0件	0件	0件	1件	1件	—
鳥取市駅南庁舎	7件	8件	4件	4件	0件	2件	25件	3件
中部総合事務所	5件	0件	0件	0件	0件	2件	7件	—
西部総合事務所	0件	0件	0件	0件	4件	0件	4件	—
計	12件	8件	4件	4件	4件	5件	37件	3件

明友会・介護事業所の仮の指定の取消しについて

平成26年1月21日
長寿社会課

一般社団法人明友会（理事長：村田孝明）に係る介護保険事業所（事業所名：オアシス倉吉）指定を巡っては、現在、県を被告として係争中である。平成25年7月30日付けで鳥取地方裁判所より行政事件訴訟法第37条の5第1項に基づく仮の義務付け命令が行われたことにより、8月6日付けで介護保険事業所として仮に指定した。これに対し県は、同日に広島高等裁判所松江支部（以下「広島高裁松江支部」という。）に対し即時抗告を行なったところ、県の主張が認められ、12月20日付けでこの決定が取り消されたところである。

1 取消しに係る県の対応

行政事件訴訟法37条の5第5項に基づき、県は仮の指定日である平成25年8月6日に遡って、明友会に対する仮の指定の取消しを行う。

2 広島高等裁判所松江支部の命令内容の概要

(1) 決定内容

- 原審の行った仮の義務付け命令の決定を取り消す。
- 手続き費用は相手方（明友会）の負担とする。

(2) 裁判所の判断概要

- 介護保険法は、都道府県知事に対して欠格事由の要件該当性の判断について一定の裁量権を認めていることは明らか。行政庁が専門的立場から判断できる。
- 処分行政庁との信頼関係が破壊されている場合は、欠格事由が存在する。
- 社会福祉関係の事業運営について著しく適格を欠いている村田實が、現時点においても相手方の運営に深く関与しており、実質的に相手方の事業運営に影響を与えていたと認められる。

3 今後の対応

平成25年12月27日付けで、明友会から広島高裁松江支部に対して仮の指定取消し決定に対する特別抗告、許可抗告が行われた。県として必要な反論を行っていく。

[参考]

特別抗告：訴訟法上、通常の不服申し立てのできない決定・命令に対し、憲法違反を理由として最高裁判所に対して行う抗告。

許可抗告：最高裁判所への上訴手続きのひとつ。高等裁判所の決定に最高裁判例に反する判断や法令解釈上の重要な問題があるとして当事者が申し立て、高等裁判所が認めた場合に抗告が認められる制度。

4 これまでの主な経緯

H23. 12. 2	中部総合事務所に、明友会から「オアシス倉吉」にかかる指定申請書が提出される。県は申請を保留。
H24. 2. 9	指定処分を保留していたところ、県に審査請求書が提出される。
H24. 10. 4	明友会が鳥取地裁に提訴 ※「指定処分を求める」「仮の義務付けを求める」の2本
H25. 1. 29	県は指定の拒否処分を決定。（明友会はこれに合わせ訴因を変更）
H25. 7. 30	鳥取地裁が県に指定を仮に義務付ける命令を決定。
H25. 8. 6	県は即時抗告を行うとともに、明友会の通所介護事業等を「仮に指定」
H25. 12. 20	広島高裁松江支部が鳥取地裁が行った仮の義務付け命令の決定を取り消す。
H25. 12. 27	明友会が広島高裁松江支部の決定に対して特別抗告、許可抗告を行った。

あいサポート・アートとつりフェスタに係るボランティアセンターの設置について

平成26年1月21日
全国障がい者芸術・文化祭課

平成26年度に開催する「あいサポート・アートとつりフェスタ(第14回全国障がい者芸術・文化祭とつり大会)」に係るボランティアセンターを設置します。

ボランティアセンターの概要

- 1 目的 大会運営及び大会準備に係るボランティアを広く県民の皆様から募集し、大会への自主的な参加を促すとともに、障がい者等に配慮した心のこもった大会運営を目指す。
- 2 特徴 ボランティアの皆さんには、「あいサポート研修」を受けて「あいサポート」になっていただき、多様な障がいの特性や障がいのある方への必要な配慮などを理解していただいたうえで、業務に当たっていただく。
- 3 実施主体 鳥取県社会福祉協議会
- 4 名称 第14回全国障がい者芸術・文化祭とつり大会ボランティアセンター
- 5 活動内容
 - (1) 大会運営
 - ・来場者に対するイベント内容の説明
 - ・出演、来場される障がい者への支援
 - ・出演者、来場者の誘導
 - ・美術品等の監視、美術品展示の支援
 - ・会場内の清掃やゴミ回収 ほか
 - (2) 大会準備
 - ・新たに立ち上げた障がい者と健常者による劇団の練習、アーチストリンク、ワークショップ等大会準備にかかる事業へ参加される障がい者への支援、会場準備 ほか

ボランティアセンター開所式

- 1 日時 平成26年1月22日(水) 11:00~11:20
- 2 場所 鳥取市伏野1729-5 鳥取県立福祉人材研修センター内
- 3 出席者 平井知事(大会実行委員会会長)、内海鳥取県社会福祉協議会会长、ボランティアセンター職員、全国障がい者芸術・文化祭実施本部職員
- 4 次第
 - (1)挨拶 鳥取県社会福祉協議会 会長 内海 敏
 - (2)激励の言葉 鳥取県知事 平井伸治
 - (3)スタッフ抱負 ボランティアセンター職員
 - (4)看板設置 平井知事、内海会長
- 5 看板名称 「全国障がい者芸術・文化祭ボランティアセンター」

マラリア患者の発生について

平成26年1月21日
健康政策課

このたび、県内でマラリア患者が発生しましたので報告します。なお、本県におけるマラリア患者の発生は平成17年以来となります。

1 患者発生の概要について

項目	内容
患者	60代(男性)
住所地	鳥取市
経過	<p>12月22日</p> <ul style="list-style-type: none">・南スーダンより帰国 ※南スーダンへは12/2~12/22まで渡航 <p>12月28日</p> <ul style="list-style-type: none">・発熱(38℃)、悪寒 <p>12月31日</p> <ul style="list-style-type: none">・近医の医療機関を受診 <p>1月4日</p> <ul style="list-style-type: none">・体調不良が続いたため、別の医療機関を受診し、マラリアと確定。 <p>1月5日以降</p> <ul style="list-style-type: none">・更に別の病院で入院加療中。・熱帯熱マラリアによる重症マラリアでDIC(全身性炎症反応による血栓が多発する病態)及びそれに伴う多臓器不全を併発・抗マラリア薬(キニマックス)等による治療。 <p>※現在、回復傾向にあり</p>

※同行者の健康状態は問題なし(※鳥取県関係者は本人のみ)

(参考1) マラリアの発生状況(平成25年12月22日現在)

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
全国	56	73	78	72	48
鳥取県	0	0	0	0	0

※鳥取県では、今回の患者発生が平成17年患者発生(1名)以来となります。

(参考2) マラリアについて

1 発生地域

世界中の熱帯・亜熱帯地域で流行しています。

2 感染経路

- ・病原体を保有した蚊に刺されることで感染する病気です。
- ・人から人への感染はありません。

3 主な症状

- ・発熱、寒気、頭痛、寝汗、関節痛、筋肉痛など。
- ・治療が遅れると重症化する場合があります。

2 県での対応について

- ・資料提供によるマスコミを通じた注意喚起
- ・とりネット(HP)による注意喚起
- ・各保健所における健康相談の窓口をHP上で明示(従来からの感染症担当で対応)
- ・パスポート窓口での注意喚起

鳥取県立中央病院の増床に係る特例措置に関する厚生労働省への申請について

平成26年1月21日
医療政策課

- 複数の公的医療機関等を含め、医療機関の再編統合を行う場合にあっては、再編統合後の複数の医療機関の病床の数の合計数が再編統合の対象となる複数の公的医療機関等を含めた医療機関の病床の数の合計数に比べて減っていれば、病床過剰地域であっても、厚生労働大臣の同意を得た上で特例として増床が認められます。
- 東部保健医療圏における鳥取赤十字病院（88床減床予定）との再編により、鳥取県立中央病院を同圏域で高度医療を提供する中核病院とするため、同院に87床の増床を特例で許可することについて、昨年末厚生労働省へ承認申請したところ、今月、同省の同意を得られました。

1 これまでの主な経過

- 平成25年 1月28日 「鳥取県東部保健医療圏の医療の高度化に向けた病々連携の推進に関する協定」を鳥取県知事と日本赤十字社鳥取県支部長の間で締結。
- 平成25年2月～9月 鳥取県立中央病院機能強化基本構想検討委員会の開催（計4回）
- 平成25年9月上旬～11月上旬 特例病床制度の活用についての厚生労働省との事前協議
- 平成25年11月21日 鳥取県立中央病院の一般病床の増床の許可について医療審議会へ諮問
- 平成25年12月24日 医療審議会が、鳥取県立中央病院の一般病床の増床を許可をしても差し支えないものと答申
- 平成25年12月27日 鳥取県立中央病院の87床の増床に関する特例措置の承認申請書を厚生労働省へ提出
- 平成26年 1月10日 増床について厚生労働省が同意**

2 申請の概要

(1) 東部保健医療圏の病床事情（平成25年4月1日現在）

一般及び療養病床の基準病床数	2,297床
上記病床の既存病床数	2,697床
差引（超過病床数）	400床

(2) 鳥取県立中央病院と鳥取赤十字病院の再編の概要

協定に基づき、鳥取県立中央病院は、東部保健医療圏の高度医療を担う中核病院として機能強化を図り、鳥取赤十字病院と機能分担することにより、病々連携を進める。

（単位：床）

区分	現在	再編後	増減	備考
鳥取県立中央病院	431	518	+87	
鳥取赤十字病院	438	350	▲88	一般病床の増減
計	869	868	▲1	

3 今後の予定

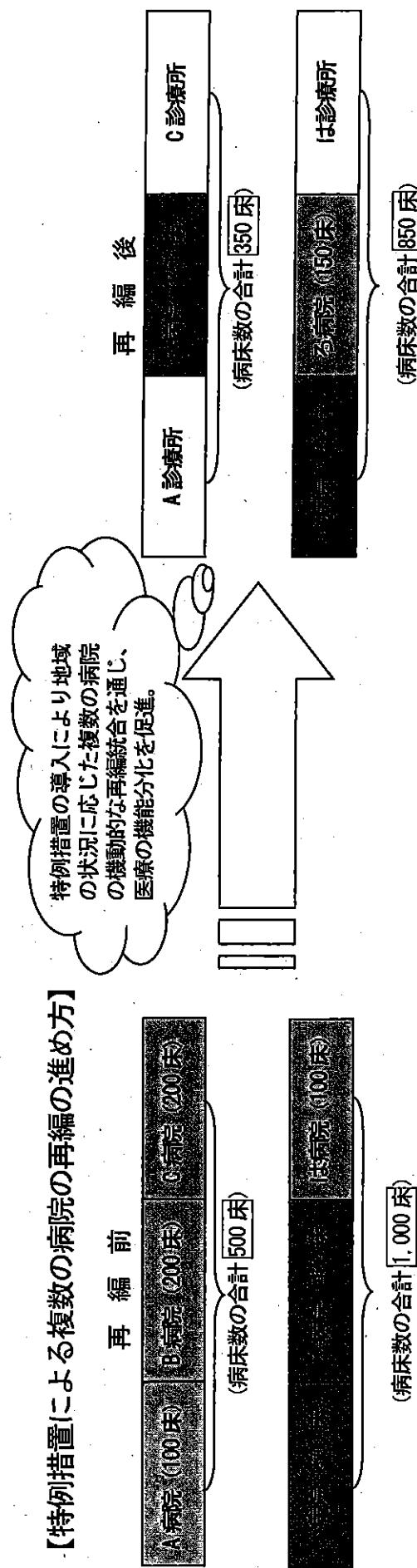
- 鳥取県立中央病院に対し、特例が認められた旨の通知
- ↓
- 病院の増床に係る変更許可申請を鳥取県立中央病院が鳥取県知事宛に提出
- ↓
- 鳥取県知事による増床の許可

複数の病院の再編統合に向けた医療計画制度の特例について

- 医療機能の医療機関の高度化・医療機能分化の推進等のため、近隣地域の複数の病院（公的病院等を含む）の再編統合を行う場合における医療計画制度の特例措置を講ずるもの。

（特例措置の具体的な内容）

- 病床過剰地域において、公的な医療機関（医療法（昭和23年法律第205号）第7条の2第1項各号に掲げる者が開設する病院をいう。）を含めた複数の病院の再編統合を行う場合に、再編後の病床数の合計数が再編前の複数の病院の病床数の合計数に比べて減っているときは、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の32（特定の病床等に係る特例）第2号に規定する「その他前号に準ずる事情として厚生労働大臣が認める事情があること」に該当するものとして、医療法第30条の3第2項第3号に定める基準病床数とみなす特例措置を設ける。これにより、二次医療圏内だけではなくその範囲を越える再編や県立病院と民間病院の統合など開設主体の異なる再編への適用が可能となる。



鳥取県東部保健医療圏の医療の高度化に向けた病々連携の推進に関する協定書

鳥取県（以下「甲」という。）と日本赤十字社鳥取県支部（以下「乙」という。）とは、鳥取県東部保健医療圏の医療の高度化に向けた鳥取県立中央病院と鳥取赤十字病院の機能分担と病々連携の推進を目的として、次のとおり協定を締結する。

（協力事項）

第1条 甲と乙は、次の事項について相互に協力するものとする。

- (1) 鳥取県東部保健医療圏の医療の高度化に向け、鳥取県地域医療再生計画に掲載された機能分担を基に鳥取県立中央病院と鳥取赤十字病院の病々連携を更に発展させること。
- (2) 甲は鳥取県東部保健医療圏の高度医療を担う中核病院（500床以上）として鳥取県立中央病院の機能強化を図ることとし、乙はそのために必要な病床再編等に協力するとともに機能分担に努めること。
- (3) 乙は機能分担に応じて鳥取赤十字病院の整備を図るとともに、甲は機能分担、病床再編等に必要な範囲で当該整備に対する支援を行うこと。
- (4) その他甲と乙が必要と認めること。

（協議事項）

第2条 相互協力の内容と方法等については、甲と乙で個別に協議するものとする。

（その他）

第3条 この協定に関し疑義が生じたときには甲乙協議して定める。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自そ
の1通を所持するものとする。

平成25年1月28日

甲 鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県知事

平井仲 沢事印

乙 鳥取市東町一丁目271番地
日本赤十字社鳥取県支部長

平林鴻



東部保健医療圏の病床再編のイメージ図

鳥取県立中央病院

【現在】県東部の基幹的外医療機関であるが、鳥取赤十字病院と同規模で、431床にてあります。

【再編後】[513床]を担う地域の実績化

- 救命救急治療体制の充実
- 24時間体制による周産期医療体制の充実
- ICU・MICUの拡充
- 小児医療の充実
- がん医療の充実
- 医療技術の高度化
- 医療設備の整備
- 政府医療政策への本領化
- 地域医療連携の強化
- 地域医療の活性化
- 緊急救護車の充実
- 急性心筋梗塞等の緊急症対応の充実



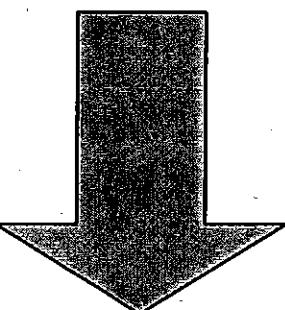
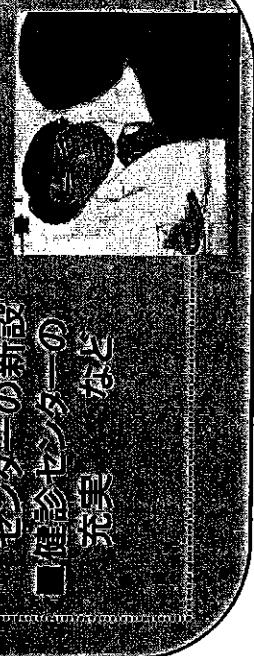
鳥取赤十字病院

一般病床△83床

【現在】鳥取県立中央病院と同規模であります。(431床)

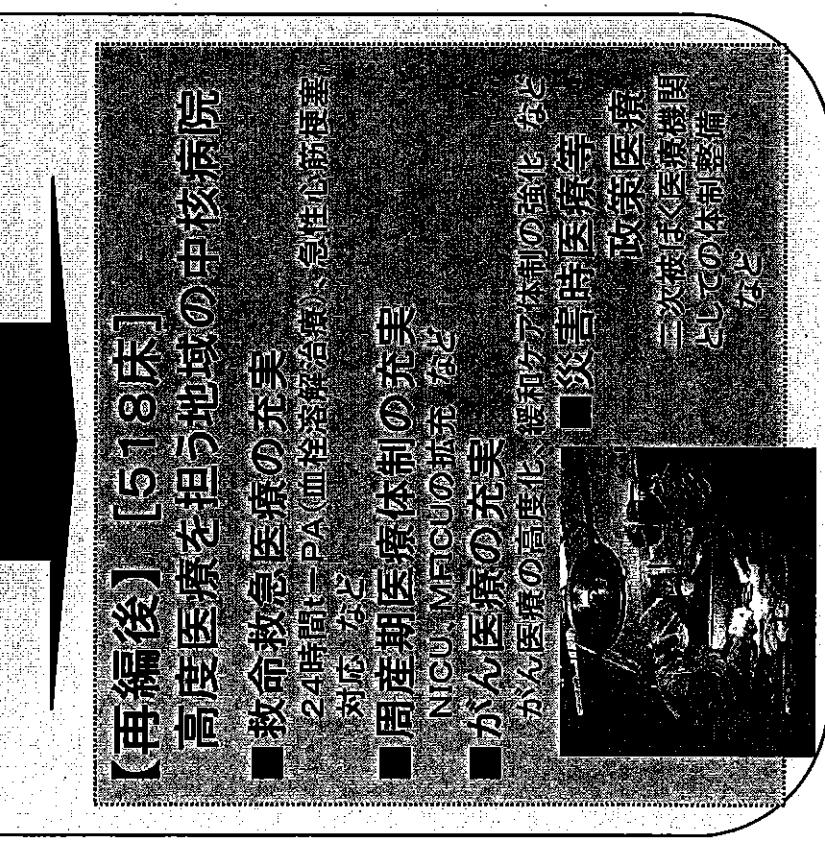
【再編後】[350床]

- 緊急救護室センターの新設
- 診療室センターの新設
- 病室を多段階充実
- 頭頸部腫瘍科
- 整形外科
- 病室を充実



88床のうち、87床を県立総合病院として鳥取院に移転し、中央を

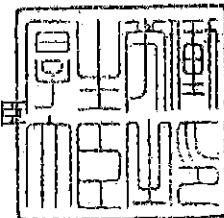
鳥取赤十字病院に接続。鳥取院は重複分院として機能を充実



厚生労働省発医政0110第5号
平成26年1月10日

鳥取県知事 殿

厚生労働大臣



医療法施行令第5条の3第2項の規定に基づく協議について

医療法施行令(昭和23年政令第326号)第5条の3第2項の規定に基づき、
平成25年12月27日付第201300151349号による協議については、
下記のとおり同意する。

記

特例とする病床数	特例とする病床の種別	特例とする地域
87床	一般病床	東部保健医療圏

第一期医療費適正化計画の実績評価について

平成26年1月21日
医療指導課

平成20年度に策定した「鳥取県医療費適正化計画」について、高齢者の医療の確保に関する法律第12条の規定に基づき、実績評価を行いました。

1 医療費適正化計画とは

策定根拠	高齢者の医療の確保に関する法律（以下「法」という。）第9条
計画期間	平成20年4月～平成25年3月（5年間） ※ 第二期医療費適正化計画は平成25年度に策定済
計画の趣旨	医療費等の現状の分析を行い、本県の特徴を明らかにした上で生活習慣病の予防や平均在院日数の短縮等に関する目標を掲げ、「鳥取県健康づくり文化創造プラン（鳥取県健康増進計画）」、「鳥取県保健医療計画」、「鳥取県地域ケア体制整備構想」と密接に連携して施策を実施し、医療費の適正化を図ります。
施策の柱	①県民の生涯にわたる健康の保持 ②適切な医療の効率的な提供
目標数値	下記「3の（1）、（2）」の5つの指標について目標値を設定しました。

2 医療費適正化計画の実績評価とは

法第12条により、都道府県は都道府県医療費適正化計画の期間の終了年度の翌年度に、計画に掲げる目標の達成状況等の実績に関する評価を行い、その結果の公表を行うことになっています。

3 実績評価

本県の状況は以下のとおりであり、概ね順調に推移しているものと評価します。引き続き「県民の生涯にわたる健康の保持」や「適切な医療の効率的な提供」に係る体制整備を進めつつ、各種の取組を推進していきます。

（1）県民の生涯にわたる健康の保持

【評価】 平成23年度と平成20年度を比較すると着実に実施率が向上していますが、更に相当の努力を要します。（特定健康診査の実施率：6.64%増、特定保健指導の実施率：7.08%増）
なお、特定健康診査・特定保健指導の実施率は、全国的にも同様な状況にあります。

計画で設定した項目	平成24年度の目標値 (鳥取県)	平成23年度の実績		
		鳥取県	全国	備考
①特定健康診査の実施率	70%以上 (31.80)	38.44%	44.03%	メタボ出現率
②特定保健指導の実施率	45%以上 (7.32)	14.40%	15.34%	H20:23.05%
③メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率	10%以上: 20年度と比較した率	2.61%	0.07%	H23:25.66% の増 の減

※ 「平成24年度の目標値」欄の（）は、平成20年度の実績数値です。

※ 特定健康診査・特定保健指導等の状況の評価に当たっては、平成24年度の「特定健康診査等実施状況報告」の集計結果の公表が平成26年度に行われるため、平成23年度の報告で評価を行います。

（2）適切な医療の効率的な提供

【評価】 平均在院日数の目標を概ね達成しました。

計画で設定した項目	平成24年度の目標値 (鳥取県)	平成24年度の実績		
		鳥取県	全国	備考
④ 平均在院日数	31.0日(33.3日)	31.2日	31.2日	
⑤ 療養病床の数	942床(1,502床)			今回は評価対象としません。

※ 平成24年度の目標値欄の（）は、平成20年度の実績数値です。

※ 国において、療養病床の病床数を機械的な削減は行わないこととされたことを踏まえ、評価を行わないこととします。

(3) 医療費の動向について

医療費の動向		鳥取県	全国
医療費総額	平成20年度	1,728 億円	324,980 億円
	平成24年度	1,895 億円	364,471 億円
	増加額	167 億円	39,491 億円
医療費総額の伸び率(平成20年度→24年度)		109.66%	112.15%
一人当たり医療費	平成20年度	290,406 円	254,503 円
	平成24年度	325,616 円	285,826 円
	増加額	35,210 円	31,323 円
一人当たり医療費の伸び率(平成20年度→24年度)		112.12%	112.31%

※ 本県の1人当たり医療費の伸び率は全国平均と同水準ですが、医療費総額の伸び率が全国平均より低くなっている理由としては、本県の人口の減少率が全国より高くなっているためです。

(4) 医療費適正化による推計効果額(平成20年度から平成24年度まで)

○ 平均在院日数の短縮による医療費適正化の推計効果額

厚生労働省が提供した「都道府県別の医療費の将来見通しの計算方法ツール」で推計すると、本県の平成20年度から平成24年度までの平均在院日数の短縮による医療費適正化の推計効果額は、116億円(H21：9億円、H22：22億円、H23：34億円、H24：51億円)となります。

○ 特定保健指導の実施に係る費用対効果の推計額

厚生労働省が提供した「特定保健指導の実施に係る費用対効果の推計ツール」で推計すると、本県の平成20年度から平成24年度までの特定保健指導を行ったことによる医療費適正化の推計効果額は、約1億円となります。

4 今後の取組

○ 特定健康診査・特定保健指導等

高齢期に入ってからの健康維持を視野に入れて実施する特定健康診査・特定保健指導(40歳～74歳が対象年齢)の取組は、結果的に医療費の削減効果をもたらすものとされています。

県民の健康増進の観点から、特定健康診査・特定保健指導等には長期的視点を持って、今後より一層、取り組んでいく必要があります。

※ 参考

- ・ 全国の一人当たり医療費の伸び率(平成23年度と平成20年度との比較)
 - 65歳未満：8.4パーセント
 - 65歳以上：12.9パーセント (内訳) 75歳以上：19.6パーセント
- ・ 本県における高齢者人口の割合(平成24年10月1日現在)
 - 65歳以上：27.0パーセント (全国平均24.1パーセント、全国13位)
 - 75歳以上：15.2パーセント (全国平均11.9パーセント、全国8位)

5 今後の予定

- ・ 医療審議会に報告(2月上旬)
- ・ 市町村等の保険者に通知。併せて、県のホームページに掲載(2月中旬)

「鳥取県薬物濫用対策推進計画」の策定に伴うパブリックコメント の募集について

平成26年1月21日
医療指導課

1 計画策定の目的

平成25年3月26日に公布した、「鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例」第6条の規定に基づき、県民全体が薬物濫用防止に向けて取り組む拠り所となるアクションプランを策定するため、パブリックコメントの募集を行います。

「鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例」(抜粋)

第6条 知事は、県民運動を推進するため、鳥取県薬物濫用対策推進計画（以下「推進計画」という。）を策定する。

2 推進計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 薬物の濫用を防止するための教育、学習及び啓発活動の推進に関すること。
- (2) 薬物の濫用に対する監視、指導及び取締りに関すること。
- (3) 薬物の濫用に対する相談及び支援に関すること。
- (4) その他薬物の濫用を防止するために必要な事項

2 鳥取県薬物濫用対策推進計画（案）の概要

【計画の基本的考え方】

- (1) 鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例第6条第2項各号をもとに大項目を設定し、大項目ごとに具体的なプランを設定する。
- (2) 具体的なプランには各実施機関が取り組むアクションを記載し、各アクションに関する具体的な対策を記載する。
- (3) 大項目
 - ① 県民への教育、学習及び啓発活動の推進
 - ② 監視、指導及び取締りの強化
 - ③ 薬物依存症等の方への相談・支援体制の充実

【計画期間】 5年間

【大目標ごとの具体的なプランとプラン実行のためのアクション（行動計画）】

・・詳細は別添「鳥取県薬物濫用対策推進計画（案）」のとおり

大目標 1. 県民への教育、学習及び啓発活動の推進

プラン1：青少年を薬物の誘惑から守ります

アクション1：青少年自らが薬物乱用防止の意識を持てるよう、学校での教育の充実を図ります

アクション2：青少年に対し地域や職域での普及啓発を推進します

アクション3：青少年を有害情報から守ります

プラン2：地域社会全体の薬物乱用防止意識を醸成します

アクション4：各種運動、キャンペーン、講演会、広報活動等により、多くの人に啓発活動を行います

プラン3：普及啓発のための支援を充実します

アクション5：普及啓発を担う人材の育成と活用を推進します

アクション6：啓発用資材の充実を図ります

アクション7：地域の主体的な啓発活動を支援します

大目標2 監視、指導及び取締りの強化

プラン4：多様な手法を用いた取締りを実施します

アクション8：関係機関の連携等により、薬物密売組織、末端乱用者の取締りを強化します

アクション9：インターネット等を利用した密売等の摘発を強化します

アクション10：不正大麻・けしの発見、除去を行ないます

アクション11：脱法ドラッグの流通等の把握と規制、取締り強化を行ないます

アクション12：違法薬物の検査体制を強化します

プラン5：正規流通医薬品等の乱用防止に向けた指導を徹底します

アクション13：関係機関が連携して、医療機関等に計画的に立入検査を実施し、監視指導を徹底します

大目標3 薬物依存症等の方への相談・支援体制の充実

プラン6：相談体制を充実します

アクション14：相談に対して、迅速かつ的確に対応します

アクション15：相談窓口のサービス内容をわかりやすく情報提供します

アクション16：相談業務に携わる人材の育成を推進します

プラン7：相談者の状況に応じた支援を実施します

アクション17：薬物依存症からの回復に向けたプログラムを提供します

プラン8：関係機関が連携し回復を支援します

アクション18：地域の一次相談窓口と専門相談機関との連携を充実します

アクション19：薬物を止めようと努力する人に対し、関係機関が連携して再乱用防止に向け指導・助言を行います

3 スケジュール

(1) 1月16日 烏取県薬物乱用対策推進本部で計画等を協議

(2) 1月下旬～2月 パブリックコメントの募集

(3) 2月 常任委員会にパブリックコメント結果説明

(4) 3月 計画策定

